



あなたのそばに人権相談員がいます!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権プラザ便り [結び]

(公財)東京都人権啓発センター 〒111-0023 台東区橋場 1-1-6 TEL.03-5808-9682 (直通)

障がい者の権利と尊厳を守り、障がい者が安心して自立した生活と社会参加ができる共生社会へ

「障害者虐待防止法」が10月1日スタート



去る10月1日より、「障害者虐待防止法」が施行されました。正式な名称は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、「だれであっても障害のある人を虐待してはならない」と定めています。

虐待とは—5つの定義

虐待については、①理由のない身体拘束などの身体的虐待、②性的虐待、③暴言や無視、嫌がらせなどの心理的虐待、④食事や排せつなどの世話の「放棄」、必要な福祉サービスや医療・教育を受けさせない「放置」、⑤賃金や年金を渡さない、あるいは勝手に使うなどの「経済的虐待」が虐待に当たると定義しています。

自治体(市区町村)への通報義務

家庭や職場、福祉施設(障がい福祉サービス事業所)で、このような虐待を受けているか、受けているかもしれない障がい者を発見した人に、自治体(に新たに設置された「虐待防止センター」が窓口)への通報が義務づけられました。また、職場で通報者が解雇されるような不利な扱いを受けることを禁じています。

通報を受けた自治体は、福祉施設の場合、都道府県と連携して、施設に報告を求め、立ち入り検査もできます。改善命令や勧告などは都道府県が行います。職場については、通知を受けた都道府県が労働局(労働基準監督署など)に報告し、労働局が立ち入り調査を行い、是正指導・勧告をします。

そもそも、この法律は、1990年代以降、障がい者を雇用する職場や入所施設での虐待事件が相次ぎ、社会問題化してきたことを背景としてつくられました。

家庭内の虐待には、自治体に立ち入り権限

家庭の場合は、通報を受けた自治体の担当者がその家庭を訪ねて本人の安全を確認します。障がい者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると認められるときは、家の中に立ち入り調査できます。必要に応じて障がい者を一時保護し、障がい者の権利を擁護するために、成年後見制度の申し立てなどを行います。

虐待した養護者(家族)に対する支援

虐待された障がい者だけでなく、虐待をした養護者(家族)の支援も自治体の役割としています。「障害者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考え、対応することが必要です。

障害者に重度の障害があったり、養護者に障害に関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態にあるなど、障害者虐待は様々な要因が絡み合って生じていると考えられます。そのため、これらの要因をひとつひとつ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、障害者に対する虐待も予防することができると考えられます」(厚生労働省『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応』より)

「家族関係の回復と生活の安定」が支援の目標

実は、「母親と娘(精神障がい者)が二人暮らしで、二人の仲が良くなって、母親からたびたび暴力を振るわれる」という相談がありました。二人

の関係や生活の様子などを聞いていくと、上記で指摘されているようにさまざまな要因が考えられます。これまでの家族の歴史やその関係、経済生活など家族のおかれている状況を詳細知ることが問題解決の糸口になります。虐待した家族を責めるのではなく、家族全体を支援するという視点にたって、家族との信頼関係を確立しないことには、

先に進みません。

養護者の介護負担の軽減、心のケア、経済問題等の専門的な支援などをとおして、支援の最終目標といわれる「家族関係の回復と生活の安定」をはかるには、継続的な関わりが不可欠です。決して平坦な道程ではありませんが、支援体制が現場で力を発揮することを期待したい。

【参考】

障がい者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障がい者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。これらはあくまでも例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

＜身体的虐待のサイン＞

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある／ 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない／ 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える など

＜性的虐待のサイン＞

- 肛門や性器からの出血、傷がみられる／ 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする／ 周囲の人の体をさわようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる／ ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 性器を自分でよくいじるようになる など

＜心理的虐待のサイン＞

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる／ おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 自傷行為がみられる／ 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする など

＜放棄・放置のサイン＞

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病气やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない など

＜経済的虐待のサイン＞

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える など

※資料「障害者虐待防止マニュアル」(NPO 法人 PandA-J)を参考に作成

(出典：厚生労働省『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応』より)